

三重県消防学校沿革

年度	組織・規程等関係	教育訓練関係
S 3 1	三重県消防訓練所規程制定	消防団員教育開始
S 3 5	三重県消防学校に名称変更	
S 4 3	津市栄町1丁目三重県合同ビル内に消防学校開校、専任職員配置	消防職員初任科教育開始
S 4 4		消防職員中級幹部科教育開始
S 4 5	教務課を設置	消防職員初級幹部科、予防科教育、現任科教育開始(～S52)
S 4 6	消防学校長の専任制開始	
S 4 7		消防職員救急科教育開始
S 4 9		消防職員警防科教育開始
S 5 2	鈴鹿高等看護学院を消防学校に転用のため改造・拡張工事実施	
S 5 3	鈴鹿市石薬師町452番地に移転開校、庶務課を設置 主訓練塔・屋内訓練場完成	自衛消防隊員普通科教育開始
S 5 4	消防車庫完成	救急補充講習開始(～S56)
S 5 5	消防学校内に三重県防災資器材備蓄センター併設	自衛消防隊員幹部科教育開始
S 5 6		消防職員警防科救助課程教育開始 消防職員予防科を原因調査と危険物課程に分化
S 5 7	消防学校校内礼式要領、当直学生勤務要領、学生心得、体力練成・体力測定要領、教官服務要領・教官心得、初任科学生評価要領、三重県消防学校教育訓練安全管理要綱、安全管理マニュアル制定 体力練成施設(サーキットトレーニング)完成	消防職員予防科を査察と予防課程に分化 初任科教育に引続き救急科教育開始
S 6 0	三重県消防操法実施要領全面改正	
S 6 2	校訓制定	消防職員梯子自動車講習会開始
S 6 3	校歌制定	消防職員救急科隊長課程教育開始(～H2)
H 1	消防訓練礼式要領改正	
H 3	消防学校非常勤講師(医師)取扱要領制定	消防職員警防科救助課程を救助科救助課程に変更 消防職員救急科教育を救急Ⅰ課程(～H9)と救急Ⅱ課程(～H18)に分化
H 5	消防学校全面建替え工事着工(～H9.4)	消防職員応急手当指導員講習会実施(1年のみ)
H 7	救急科教育修了認定基準制定	
H 8	消防学校新築一部完成	
H 9	消防学校新築完成・共用開始	消防職員体育指導員課程(～H14) 救助科水難救助新任課程教育開始(～H16)
H 1 0	教頭を副校長に職名変更 三重県消防学校規程を全面改正 三重県消防学校規則制定 三重県消防学校安全管理規程制定 三重県消防学校事故処理要領制定 救急科教育取扱要領制定 救助科救助課程教育取扱要領制定 三重県消防操法実施要領全面改正	消防職員救急科救急標準課程教育開始 消防職員水難救助現任講習会開始(～H17)
H 1 1	舎監制度導入 三重県消防学校非常勤職員(舎監業務嘱託員等)取扱要綱、非常勤職員勤務要領制定 建物火災消火訓練(AFT)施設完成	
H 1 2	専科教育効果測定基準制定	AFT特別教育(一日入校)開始
H 1 3	ISO9001認証登録取得	
H 1 4	副校長と教務課長の兼任制に移行	
H 1 6		気管挿管講習実施(1年のみ)、予防課程と査察課程を統合し予防査察課程に変更 救急救命士フォローアップ研修開始
H 1 7		特殊災害課程開始、上級幹部科開始、新任消防長研修開始(～H22)
H 1 8		水難救助課程開始、薬剤投与講習開始(～H24)
H 2 1	ガレキ救助訓練施設整備	
H 2 2	派遣教官任期2年を3年に変更	
H 2 3	水難救助に関する指導者認定基準等制定	現場指揮研修開始、消防団員機関員研修開始
H 2 4	三重県消防学校教官派遣計画改正(全県内消防本部からの派遣に拡大)	救急救命士ブラッシュアップ講習(～H26)、ビデオ喉頭鏡追加講習、ブラッシュアップ指導者養成講習開

年度	組織・規程等関係	教育訓練関係
H25	ISO9001認証登録取下げ	現場指揮研修を指揮課程、ブラッシュアップ指導者を指導救命士講習、団機関員研修を機関員科に変更
H26		団幹部科現場指揮課程及び分団指揮課程に分化し、指導員科を分団指揮課程に統合
H27	初任科の通学方法を公共交通機関のみに変更 復校日の授業開始を10時5分に変更	